「生活のしおり」

基本的事項

１．本校生徒は高校生としての自覚と誇りをもち、礼儀をわきまえ、他人に迷惑をかけず、常に責任ある行動で、輝かしい本校の伝統づくりに努力する。

２．学習は生徒の本分であることを自覚し、自主的に学力向上に努める。

３．「計画は綿密に」、「実行は自信をもって」、「反省は謙虚に」、を心掛ける。

学校生活

１．礼儀正しく、挨拶を忘れず、来客へも会釈を心掛ける。

２．教室は常に清潔・整理整頓を心がける。

３．公共物を大切に取り扱い、破損した場合には申し出る。

４．所持品には必ず記名し、学習に必要のないものは持ってこない。

５．紛失、拾得、盗難、被害等があった場合は届け出る。

６．集会・掲示・印刷物配布については届け出をし、許可を受けてから行う。

７．身上の異動が生じた場合はすみやかに担任に連絡する。

８．火器の使用、物品の売買については禁止する。

９．他人の気持ちを害するような言動は慎む。

10．インターネット等の使用に関しては、トラブルにならないように心掛ける。

登下校

１．制服を着用し、生徒手帳を携帯する。

２．交通ルールを守り安全に十分気をつける。

３．乗り物は公共交通機関または自転車を利用し、バイクや自動車での登校は禁止する。

４．身体の事情で家の者が車で送迎する場合は届け出る。

５．遅刻をしないように十分に時間の余裕を持って登校する。

６．登校時間、下校時間は次のように定める。

登校　　８：３５（変更する場合は別に連絡する）

下校　　１６：５５（４月～10 月）

　　１６：３０（11 月～３月）

部活動の下校時間は別に定める。

行事等で始業時刻以前・下校時刻以後に活動する場合や休日等に登校する場合及び対外試合を行う場合は所定の手続きにより届け出る。

７．登校時から下校時までの外出は認めない。特別に外出を必要とする場合は必ず許可を受けること。

８．休業日に登校する場合は、関係職員の指導に従うこと。許可なく勝手に登校することは認めない。

自転車通学について

１．自転車通学希望者は、自転車通学許可願を担当の先生に提出すること。
２．自転車に名前・住所を明記し、学校のステッカーを必ずつけること。
３．自転車は指定された自転車置き場に駐輪し、鍵を忘れずにかけること。
４．自転車通学者は道路交通法規に従い、特に以下の点に注意して、事故のないように通学する。
（１）２人乗り等はしない。
（２）夜間はライトを点けて走行する。
（３）並行走行はしない。
（４）携帯電話・音楽機器を使用しながらの運転はしない。
（５）傘さし運転はしない。
（６）飲食しながらの運転はしない。
（７）合図の時以外は片手運転や手放し運転はしない。
（８）自転車は軽車両扱いのため、左側を通行すること。
５．保険に必ず入ること。（２０１９年１０月～　県で条例化）
６．１～５の内容が守れない場合は、自転車通学の許可を取り消すこともある。

バイク等について

１．バイクや自動車での登下校は、休日、長期休業中も含め禁止する。下校後に何かの用事で再度学校へ来る時も同様である。
２．いかなる場合も制服を着用したままバイクに乗車することを禁止する。
３．バイクや自動車に乗車する時は、交通規則を守り、安全運転を常に心がける。

欠席・遅刻・早退・忌引

１．欠席するときは保護者が電話等で届け出る。
２．事前にわかっている遅刻、早退等については保護者が電話又は生徒手帳の連絡欄により届け出る。
３．遅刻して来た場合及び早退する場合は職員室で所定の手続きをする。
４．忌引については次の期間まで認める。

父母	７日
祖父母・兄弟姉妹	３日
伯（叔）父母	１日

遠隔地については別に認められることがある。

その他

１．アルバイトは原則として行わない。家庭の事情等でやむを得ず行う場合には保護者の許可を得、担任に届け出る。尚、学校生活や学習に支障がないようにし、危険なもの風紀上好ましくないものは絶対に避ける。
２．旅行・登山・キャンプ等については、保護者の許可を得ること。
３．夜間外出は保護者の許可を得る。深夜外出・無断外泊はしないようにする。また風紀上問題のある遊技場・娯楽場等へは立ち入らない。
４．暴力、窃盗等の反社会的行為、飲酒、喫煙、薬物乱用等の法律に反する行為は絶対にしない。
５．学校外において事故等が発生した場合には、速やかに学校に連絡する。

服装について

１．冬　服

（１）男女とも本校指定の制服を着用する。

男子　ブレザー・ズボン・白無地ワイシャツ

女子　ブレザー・スカートまたはズボン・白無地ワイシャツ

男女ともネクタイを着用し、ブレザーの左襟に学年色のバッジをつける。

（２）防寒用にコート類、マフラー類を着用する場合は、高校生らしい色のものとする。

（３）防寒用にセーター・カーディガン・ベストを着用する場合はＶネックで、色は高校生らしいものとし、ブレザーの下に着用すること。

（４）パーカー、トレーナー、スウェット、ジャージは着用しないこと。

２．夏　服

（１）男女とも本校指定の制服を着用する。

男子　ズボン・白無地ワイシャツ

女子　スカートまたはズボン・白無地ワイシャツ

シャツは白無地ポロシャツも可とする。（ロゴのワンポイントも可とする。）

ブレザーを着用する場合は、白無地ワイシャツで、左襟に学年色のバッジをつける。

（２）シャツの上にセーター・カーディガン・ベストを着用する場合はＶネックで、色は高校生らしいものを着用すること。

３．制服の期間

冬服：11 月１日～４月 30 日

夏服：５月１日～10 月 31 日

夏服期間中に冬服の着用も可とする。

４．靴

（１）通学時のはきものは運動靴、革靴を基準とする。

（２）上履は学年色のものとする。

（３）体育館履は本校指定の学年色のものとする。

（４）校庭での運動靴は特に指定しないが、運動に適するものとする。

５．登下校および授業中

（１）休日、長期休業中を含め、登下校は定められた服装を着用する。

（２）定められた服装で登校できないような事情が生じた場合は、異装届を担任へ提出し許可を得る。

（３）授業は、特別な理由がない限り、定められた服装で受ける。

６．体育時の服装

本校指定の体育着を使用する。

７．その他

（１）常に清潔身だしなみを心がけ、頭髪もパーマ・染髪・脱色・加工等は決して行わない。

（２）学校生活に支障をきたすようなアクセサリー等は身に着けない。